

交通安全通信

第69号【秋号】

秋の全国交通安全運動

【期間】

令和七年九月二十一日

から

令和七年九月三十日までの
十日間です。

★運動の重点★

①歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

②ながらスマホや

飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

③自転車・

特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



～地域交通安全センター～
スルガ自動車学校

〒424-0204
静岡市清水区興津中町522-1
フリーダイヤル0120-017-120

地域のお巡りさんより

清水警察署 交通課
警察官 金岩さんより

【違反や事故を みんなで減らそう】

自転車乗りにも 青切符】

ここところ、交通事故の総数は減っていますが、自転車の事故は増えています。自転車事故の主な原因は、信号無視や一時不停止などの違反で、自転車を利用する人のモラルが問われています。この よう な 中、令和八年四月一日から、

自転車の違反にも、車と同じ様に「反則金」というペナルティが始まります。対象は一六歳以上です。

そこで、勘違いしがちなルールをいくつか。

自動車しか運転しないという方も、他人事ではありません。勘違いから、多くのトラブルが発生しています。

(一)自転車は歩道を走る？

自転車は車道が原則。歩道通行は①通行可の標識がある、②年齢一三歳未満、七〇歳以上、または体が不自由③やむをえない場合のどれかに限られていて、歩道の中でも車道寄りを徐行（すぐに止まることが出来る速さ）となっています。

(二)自転車は路側帯を走る？

路側帯（歩道がない道路で、歩行者の通行場所として白線で区切られた部分）は、標識や年齢に関係なく走ることができませんが、歩行者を妨げてはいけません。また、左側の路側帯に限りません。

(三)歩行者にベルを鳴らしている？

ベルを鳴らすのは、①警笛鳴らせの標識がある場所・

区間、②危険防止のためにやむをえない場合に限ります。「どいて」という意味で使ってははいけません。また、見通しの悪い交差点や曲がり角で鳴らすことも違反です。そのような場所では徐行しなければいけません。

「反則金 (一)六千円、(二)三千円」

他にも勘違いされているルールがありますが、続きは次回に。

車は自転車にやさしく、自転車は歩行者にやさしく走りましょう。

安全・安心な道路を作るのは、あなたです！

【普通自転車等及び歩行者等専用】

歩行者等専用】



【警笛鳴らせ】



自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行（歩道は例外、歩行者を優先）：原則として道路の左側を通行しましょう。歩道は歩行者が優先です。すぐに停止できる速度で通行しましょう。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認：自転車も信号を守りましょう。一時停止標識のある場所では必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

(二)時不停止は3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金が課されます。

③夜間はライトを点灯：夜間は、進路前方の安全を確認するため、必ずライトを点灯しましょう。

④飲酒運転は禁止：自転車は車両です。お酒を飲んで運転することは禁止されています。

⑤ヘルメットを着用：事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合は、

乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。

★ながら運転も絶対ダメ！
スマホやゲームの操作をしな
がらの運転は大変危険です。
傘を差しながら、イヤホンで
音楽を聴きながらの運転も
やめましょう。周りの音が聞
こえないのは危険です。

（イヤホンを装着した状態で
自転車に乗った場合、スマホ
等のながら運転をした場合
5万円以下の罰金が課され
ます。）



反射材の有無で見え方が
異なります

【明るく、目立って、
光って！】

歩行者や自転車利用者が
夕暮れ時・夜間・明け方に
交通事故に遭わないように
するためには、反射材を
活用することが効果的です。
反射材を身に着けている
と、ドライバーに自分が道路

にいることを早めに知らせる
ことができます。
交通事故に遭いにくくなる
メリットがあります。



【一般社団法人反射材普及協
会ホームページより】



秋になると暑さも和らぎ、
釣りに出かける人も増える
と思います。しかし海が穏や
かでも**事故に遭う危険性**は
あります。今回は安全に釣
りを楽しむために何が必要
か考えてみましょう。

●釣り中の事故について

令和六年の海上保安庁の
統計によれば、陸上で釣り
をしていた際に事故に遭った
人は全国で二百十六人でし
た。

このうち死者・
行方不明者数は七十四人と
三人に一人を超える割合で
発生しています。

この事故の多くは海に落ち
てしまい、助けを求めるもの
でした。

海に落ちてしまう原因と
して、釣りをする場所は
海水でぬれてすべりやすくな
っていることや、磯場などの
足場が不安定で危険な場所
で釣りをする人もいるため、

足をすべらせたり、バラン
スを崩したりするケースが
あります。

事故に遭わないために

- ・立ち入り禁止区域と設定
されている場所には絶対に
入らず、安全な場所で釣り
を行いましょう
- ・行き先や帰る時間を家族
などに伝えて、単独行動は
しないようにしましょう
- ・釣りをする場所は、海水
ですべりやすくなっている
ため、すべりにくい靴をは
くようにしましょう

このほかにも、万が一
事故に遭った時に備えて
「ライフジャケットの着用」
「連絡手段を確保するため、
防水バックに入れたスマー
トフォンを持ち歩く」
「海上保安庁の緊急通報ダ
イヤル112番」重要です。

釣りキチ三平ステッカー プレゼント

漫画「釣りキチ三平」と
関東小型船安全協会しみず
支部がコラボした**安全啓発**

ステッカーをプレゼント
します！これは「釣りをする
ときもライフジャケットを
着ることが当たり前」とい
う認識につなげてほしいと
願い作成されています。

ステッカーが欲しい方は
返信用封筒を同封の上、海
の事故防止のために対策し
ていることや気をつけてい
ることなど、コメントを添
えて**応募してください！**

送り先：〒424-0094
静岡県清水区築地町5
-6 清水マリーナ内
関東小型船安全協会
しみず支部 あて
TEL 054-352-813
1

